

戸籍手続オンラインシステム
構築のための標準仕様書

改訂第4.0版

日本加除出版株式会社

発行者 株式会社日本加除出版

戸籍標準仕様研究会
東京都豊島区南長崎3-16-6
03-3953-5757

本標準仕様書は下記の各団体から派遣された研究員の調査研究により作成されたものです。

法務省民事局民事第一課

東京法務局民事行政部戸籍課

東京都豊島区

東京都新宿区

東京都台東区

株式会社TKC

株式会社 日立製作所

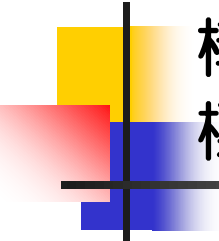
株式会社 両毛システムズ

日本アイ・ビー・エム株式会社

日本電気株式会社

富士ゼロックスシステムサービス株式会社

富士通株式会社



戸籍手続オンラインシステム
構築のための
標準仕様書

(第4版)

平成24年3月
法務省

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1 / 1

平成24年3月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料NO
1	用語の定義	「電算化市区町村」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の2」を「戸籍法第118条」に変更	I	
2		「非電算化市区町村」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の2」を「戸籍法第118条」に変更	I	
3		「交付請求」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第10条第1項、第12条の2第1項、第48条第1項及び第117条の4第1項」を「戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項、第12条の2第1項、第48条第1項及び第120条第1項」に変更	I	
4		「記録事項証明書」の項 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、「戸籍法第117条の4第1項」を「戸籍法第120条第1項」に変更	III	

用語の意義

本書において、次の左欄に掲げる用語の意義は、それぞれ右欄に掲げるところによる。

- ・ 法令等 法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）若しくは通達，通知及び回答等の先例をいう。
- ・ 規則 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）をいう。
- ・ 準則 戸籍事務取扱準則制定標準（平成 16 年 4 月 1 日付け民一第 850 号民事局長通達）をいう。
- ・ 情報通信技術利用法 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）をいう。
- ・ 電算化市区町村 戸籍法第 118 条第 1 項の指定を受けた市区町村をいう。
- ・ 非電算化市区町村 戸籍法第 118 条第 1 項の指定を受けていない市区町村をいう。
- ・ 申請者端末 申請等をする者の使用に係る端末をいう。
- ・ 市区町村端末 戸籍事務の補助者の使用に係るオンライン専用端末をいう。
- ・ 交付請求 戸籍法第 10 条第 1 項，第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項，第 12 条の 2 第 1 項，第 48 条第 1 項及び第 120 条第 1 項に規定する証明書の交付の請求をいう。
- ・ 届出 戸籍法の規定に基づき市区町村長に対してする届出をいう。
- ・ 申請 戸籍法の規定に基づき市区町村長に対してする申請をいう。
- ・ 申出 法令等の規定に基づき市区町村長に対してする不受理申出，又は市区町村長に対してした届出，申請若しくは不受理申出の取下げの申出をいう。
- ・ 届出等 届出，申請又は申出をいう。
- ・ 申請等 交付請求又は届出等をいう。
- ・ 請求者 市区町村長に対して交付請求の手続を行う者をいう。
- ・ 届出人 市区町村長に対して届出の手続を行う者をいう。
- ・ 証人 婚姻，離婚，養子縁組及び養子離縁の届出における証人をいう。
- ・ 連署人 国籍取得及び配偶者のある者の帰化の届出における連署人をいう。
- ・ 証人等 証人又は連署人をいう。

-
- ・申請者 市区町村長に対して申請の手続を行う者をいう。
 - ・申出人 市区町村長に対して不受理申出又は取下げの申出の手続を行う者をいう。
 - ・届出人等 届出人，申請者又は申出人をいう。
 - ・申請者等 請求者，届出人等又は証人等をいう。
 - ・書面等 人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
 - ・様式 戸籍法及び規則の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を人の知覚によって認識できる方式をもって表示したものをいう。電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合は，当該事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録するための構造をいう。
 - ・電磁的記録 電子的方式，電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
 - ・添付書面等 交付請求又は届出等の際に添付し，又は提出すべきこととされている書面等をいう。
 - ・添付書面情報 交付請求又は届出等の際に添付し，又は提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報を記録した電磁的記録をいう。
 - ・交付請求書 交付請求の手続を行う書面等をいう。
 - ・交付請求書情報 電子情報処理組織を使用して交付請求を行う場合においては，戸籍法及び規則の規定において交付請求書に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録した電磁的記録をいう。
 - ・届書等 届出等の手続を行う書面等をいう。
 - ・届書情報等 電子情報処理組織を使用して届出等を行う場合において，戸籍法及び規則の規定において届書等に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録するための電磁的記録をいう。
 - ・申請書等 交付請求書又は届書等をいう。
 - ・申請書情報等 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において，情報を記録するための電子的記録である交付請求書又は届書
-

-
- 等をいう。
 - ・ 字形情報 戸籍統一文字に係る字体の画像イメージ又は文字フォントをいう。
 - ・ 届書類 当該届出等の手続に係る届書等（履歴を含む。）及び添付書面等をいう。（管轄局送付時及び届書等保存時には、問い合わせ情報等も含まれる。）
 - ・ 処分通知等 市区町村長の処分の通知をいう。
 - ・ 戸籍証明書 戸籍に関する証明書の交付請求に対してする処分通知等に係る書面等をいう。
本書においては、戸籍記録事項証明書等、受理／不受理証明書及び身分事項証明書等の一般行政証明等を総称している。
 - ・ 記録事項証明書 戸籍法第 120 条第 1 項に規定する証明書をいう。
 - ・ 受理証明書等 戸籍法第 48 条第 1 項に規定する届出の受理又は不受理の証明書をいう。
 - ・ 電子戸籍証明書 電子情報処理組織を使用して戸籍証明書の交付を行う場合においては、戸籍法及び規則の規定において戸籍証明書に記載すべきこととされている事項に係る情報及び添付書面等を必要とする場合はそれに代わるべき情報を併せて記録した電磁的記録をいう。
 - ・ 受付帳情報 戸籍情報システムにおける受付ファイルに係る情報を記録した電磁的情報をいう。
 - ・ 事件表情報 戸籍情報システムにおける事件表に係る情報を記録した電磁的情報をいう。
 - ・ 審査結果情報 戸籍証明書の交付審査又は届出等の受理審査の結果についての情報を記録した電磁的記録をいう。
 - ・ 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。
 - ・ 電子証明書 電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。
 - ・ 管轄局 市役所若しくは区役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局又はその支局をいう。
 - ・ 戸籍情報暗号化等 市区町村の利用に係る回線を戸籍情報が流通するときに、その一層の保護を目的として講ずる戸籍情報の暗号化及び復号措置をいう。
-

・ 返戻

交付請求について不交付の処分をしたとき、又は届出等について不受理の処分をしたときに、請求者又は届出人等に対して請求書又は届書等を差し戻すことをいう。オンラインにおいては、平成 16 年 4 月 1 日付け民一第 928 号民事局長通達の第 3 の 6 の「返信」となる。

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1 / 1

平成24年3月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第1章 第2	2. 戸籍証明書の交付請求手続 表1-2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、項番(1)，(2)，(3)の根拠規定中「戸籍法第10条」を「戸籍法第10条，第10条の2」に変更	1-8	

2 戸籍証明書の交付請求手続

オンラインにて行うことができる交付請求については、規則第 79 条の 2 及び別表第 3 に、また、オンラインにて行うことができる当該交付請求に対する書面の交付については、規則別表第 5 に示したところ、オンラインにて交付請求を行える戸籍証明書ごとのオンライン交付の可否を「表 1-2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧」に示す。

なお、オンラインにて交付請求された戸籍証明書を郵送により交付することは、すべての戸籍証明書について可能である。

表 1-2 オンライン化対象交付請求手続対応一覧

項番	証明書名	根拠規定	電子戸籍証明書
(1)	戸籍謄本	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(2)	戸籍抄本	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(3)	戸籍記載事項証明	戸籍法第 10 条, 第 10 条の 2	
(4)	戸籍全部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(5)	戸籍個人事項証明	戸籍法第 120 条	○
(6)	戸籍一部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(7)	除籍謄本	戸籍法第 12 条の 2	
(8)	除籍抄本	戸籍法第 12 条の 2	
(9)	除籍記載事項証明	戸籍法第 12 条の 2	
(10)	除籍全部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(11)	除籍個人事項証明	戸籍法第 120 条	○
(12)	除籍一部事項証明	戸籍法第 120 条	○
(13)	受理証明書	戸籍法第 48 条 I	○
(14)	不受理証明書	戸籍法第 48 条 I	○
(15)	身分証明書		△*1
(16)	不在籍証明書	昭 34・9・12 民甲第 2064 号民事局長回答	△*1
(17)	死体埋（火）葬許可証交付申請書		△*1

*1 一般行政証明として市区町村長が定めることとなる。
 なお、本書においてはサンプル提示とする。

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1 / 1

平成24年3月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第2章 第3	1. 戸籍統一文字の文字集合 (3) 字形の選定基準 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第2号）により、ア（ア）中「昭和56年10月1日内閣告示第1号」を「平成22年11月30日内閣告示第2号」に変更	2-2	
2		2. 戸籍統一文字出典根拠 (1) 戸籍統一文字出典根拠一覧 表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第2号）により、項番1の概要中「昭和56年10月1日内閣告示第1号」を「平成22年11月30日内閣告示第2号」に変更	2-2	
3		常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第2号）に伴う、平成2年10月20日民二第5200号通達の一部改正により、項番14の概要中「平成16.9.27民一2665号通達」を「平成22.11.30民一2903号通達」に変更	2-3	
4		3. 戸籍統一文字属性情報 別表 1 字種一覧 常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第2号）により、項番2の内容説明中「昭和56年10月1日内閣告示の「常用漢字表」に示された1,945字。」を「平成22年11月30日内閣告示の「常用漢字表」に示された2,136字。」に変更	2-6	
5		常用漢字表の改定（平成22年内閣告示第2号）に伴う、戸籍法施行規則別表第二の改正により、項番3の内容説明中「985字」を「861字」に変更	2-6	

ア JIS 第1水準漢字・第2水準漢字及び補助漢字の文字（以下、本章において「標準の文字」という。）のうち、(1)に含まれない文字であって誤字とされているもの及び記号。

イ 地名外字

(3) 字形の選定基準

各漢和辞典から採用する文字の字体の選定基準は、以下のとおりとした。

ア 字形の違いが字体の差と判断できるものについては、双方を採用した。

字体の差と判断する基準は、以下のとおりとした。

(ア) 概ね常用漢字表（平成22年11月30日内閣告示第2号）の「(付) 字体についての解説 第1 明朝体活字のデザインについて」に該当しないものについては、字体の差とした。

(イ) (ア)において字体の差と認められない場合でも、同一の漢和辞典に別字体として掲載されている文字については、字体の差とした。

ただし、字義の違いのみを理由として双方が掲載されているが字形に違いがみられないものについては、1字体のみの採用とした。

イ 字形の違いがデザイン上の差と判断できるものは代表字形を定め、それを採用した。代表字形の選択基準は、以下のとおりとした。

(ア) 常用漢字であるものは、常用漢字字体の字形を選択。

(イ) JIS 文字であるものは、JIS 文字の字形を選択。

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外については、可能な限り常用漢字表字体に近い字形を選択。

2 戸籍統一文字出典根拠

(1) 戸籍統一文字出典根拠一覧

戸籍統一文字選定に使用した出典根拠の一覧及び概要を「表2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧」に示す。

表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 (1/2)

項番	出典根拠名称	概要
1	常用漢字表	平成22年11月30日内閣告示第2号本表に示された字体。
2	人名用漢字	戸籍法施行規則別表第二の一及び二に掲げる字体。
3	角川大字典	大字典（角川書店・1993年12月10日 3版）に正字、俗字等として掲載された字体。
4	大漢和辞典	大漢和辞典（大修館書店・修訂第二版第四刷・1996年1月10日）に正字・俗字等として掲載された字体
5	新大字典	新大字典（講談社・1993年3月11日 普及版第1刷）に正字・俗字等として掲載された字体

表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧 (1/2)

項番	出典根拠名称	概要
6	大漢語林	大漢語林(大修館書店・1992年4月25日 初版)に正字・俗字等として掲載された字体
7	JIS X 0208:1997	JIS X 0208:1990規格票(1997年改正)に例示された字体 ※JIS第1水準漢字・第2水準漢字が該当 (日本規格協会・1997年1月20日改正)
8	JIS X 0212:1990	JIS X 0212:1990規格票(2002年確認)に例示された字体 ※補助漢字が該当 (日本規格協会・2002年7月20日確認)
9	5202号依命通知	平成2年法務省民二第5202号依命通知で正字、俗字等として掲載された字体(平成6.11.16民二7006号依命通知, 平成16.9.27民一2666号依命通知)
10	2842号通達	平成16年法務省民一第2842号通達で正字として掲載された字体,及び「戸籍に記載されている文字」欄中の俗字又は別字として掲載された字体 ※戸籍統一文字では,毛筆体は明朝体に改めた。
11	印刷標準字体	印刷標準字体(平成12年12月8日国語審議会答申「表外漢字字体表」)に掲載された印刷標準字体)
12	地名外字	日本行政区画便覧(日本加除出版)に掲載された住所に用いられる外字
13	変体仮名	戸籍実務六法(日本加除出版)に掲載された字体
14	5200号通達	平成2年法務省民二第5200号通達別表に掲げる字体(平成22.11.30民一2903号通達)
15	仮名符号	人名用として使える仮名符号(平成16年法務省民一第2664号通達)
16	当用漢字表	当用漢字表(昭和21年内閣告示第32号)の字体のうち常用漢字表においては括弧に入れて添えられなかった、従前正字として取り扱われていた字体

(2) 出典根拠以外の参考資料について

「表 2-1 戸籍統一文字出典根拠一覧」の他に,参考資料として使用したものを「表 2-2 戸籍統一文字参考資料一覧」に示す。

各参考資料より,戸籍統一文字属性情報に住基ネット統一文字コード, JIS2000 対応面区点番号, JIS2004 に対応する各情報(面区点番号・シフト JIS・Unicode・JIS 水準), Unicode3.1 を(第2面の文字についてのみ)掲載した。

なお,参考資料から文字属性情報を設定するに当たっては,選定した戸籍統一文字と同形又は包摂する文字に対して設定したものであり,戸籍統一文字を定義する出典根拠としてではなく,参考として設定している。

別表 1 字種一覧

項番	値	字種名称	内容説明
1	00	その他	字種[01]～[25]以外の文字。
2	01	常用	平成22年11月30日内閣告示の「常用漢字表」に示された2,136字。
3	02	人名	法務省令による告示で、人名に使用することが認められた861字。
4	03	旧字	常用漢字・人名用漢字公布以前に異なる字形で広く用いられていた字体の字。
5	04	本字	漢字の成り立ちからいって正字形とすべきもの。主として篆文 <small>てんぶん</small> の楷書形をいう。
6	05	古字	『説文解字』所有の古文・籀文 <small>ちゆうぶん</small> ・篆字 <small>てんじ</small> などを楷書形にあてたものの。
7	06	同字	正字とは字体が異なるが、それと同等に用いられてきた文字。 (「別体」・「或体」・「一体」と同義)
8	07	俗字	本字の字形が長期の使用の間に省略され、また崩れた形で流布し定着してしまっているもの。
9	08	譌字	誤字と同義。偽字・訛字も同様。
10	09	誤字	従来「譌字」とされていたもので、一部の世界にだけ通用し、公的な字形とは認めがたく、使用が望ましくないもの。
11	10	略字	正字の字画を省いた文字。通常は誤字扱いされるが通俗的な文字として定着すると俗字となる。
12	11	籀文	漢字の書体の一つ。古文から出て、篆文 <small>てんぶん</small> (小篆)の前身。
13	12	篆字	漢字の書体の一つ。楷書体以前の書体。
14	13	国字	我が国で作られた漢字。
15	17	略字・国字	略字でありながら国字に属する文字。
16	18	同字・国字	他の文字と同字である旨の字種情報を持ちながら国字に属する文字。
17	19	JIS異体字	本来JIS第1・第2水準の字体であったものがJISの変更によって現在はJIS補助漢字に入っているものと、本来の正字は別にあるが書体のみが変形されJIS補助漢字に入っているもの。
18	20	記号	記号。
19	21	正字等	常用、旧字、本字、同字等の字種設定がされていない文字で、戸籍にて記載が可能である文字。
20	22	中国簡化字	中国簡化字(または簡体字)。 ※戸籍統一文字では未設定。
21	23	省字	点画を省いた文字。略字と同義。 ※戸籍統一文字では未設定。
22	24	古文	漢字の書体の一つ。秦代以前に使われた書体の文字。
23	25	草体	漢字の書体の一つ。草書の書体。

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1 / 1

平成24年3月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第4章 第2	戸籍法改正(平成19年法律第35号)により、「戸籍法第117条の2の指定」を「戸籍法第118条の指定」に変更	4-2	

本システムにおいて必要となる機能群は、以下のとおりである。

- (1) 申請者側ポータル機能群
- (2) 市区町村側ポータル機能群
- (3) 申請者端末機能群
- (4) 受付機能群
- (5) 審査機能群
- (6) 市区町村端末機能群
- (7) 戸籍情報システム連携機能群
- (8) 管轄局送付機能群
- (9) 届書等保存機能群
- (10) 他市区町村送付機能群

「戸籍情報システム」は、戸籍法第118条の指定を受けたシステムである。

「認証基盤連携」「決済基盤連携」「ネットワーク基盤連携」についての要件等は「第3章基盤連携」に示したとおりである。

戸籍手続きオンラインシステム構築のための
標準仕様書仕様書修正履歴

版数：4 頁：1 / 1

平成24年3月

項番	箇所	修正内容	ページ	添付資料NO
1	第5章 第2	2 市区町村から請求者又は届出人等に対して行われる処分通知等に用いる書面等 戸籍法改正（平成19年法律第35号）により、(1)中「戸籍法第117条の4の記録事項証明書」を「戸籍法第120条の記録事項証明書」に変更	5-1	
2	第5章 第7	戸籍法施行規則の条文に誤植があったため「第79条の6第1項に規定する電子署名」を「第79条の6に規定する電子署名」に変更	5-51	

第1 本章の目的

本章は、本システムで取り扱う電磁的記録である書面等（以下、本章において単に「書面等」という。）の記録形式を規定することにより、行政機関等における、当該書面等の統一的取扱いを可能とし、もって流通性の確保並びに処理の効率化を図ることを目的とする。

なお、本システムで取り扱う書面等は、特段推奨であることの旨を記載していない限り、本章で規定する記録形式に適合するものでなければならない。

第2 本システムで取り扱う書面等

本システムで取り扱う書面等は、法令等の規定に基づき行われる通知又は送付に用いる書面等であり、以下に掲げるものである。

1 請求者又は届出人等から市区町村に対して行われる申請等に用いる書面等

- (1) 規則第79条の2第1項に規定する交付請求に係る規則第79条の3第1項の交付請求書情報（交付請求書情報については、推奨記録形式の提示とする。）
- (2) 規則第79条の2第2項に規定する届出等に係る規則第79条の3第1項の届書情報等
- (3) 規則第79条の3第1項に規定する交付請求又は届出等に係る添付書面情報

2 市区町村から請求者又は届出人等に対して行われる処分通知等に用いる書面等

- (1) 規則第79条の5に規定する戸籍法第120条の記録事項証明書に係る電子戸籍証明書
- (2) 規則第79条の5に規定する戸籍法第48条第1項の受理又は不受理の証明書に係る電子戸籍証明書
- (3) 平成16年4月1日付け民一第928号民事局長通達第3の6の(1)に規定する返戻に係る交付請求書情報
- (4) 準則第70条に規定する返戻に係る届書情報等
- (5) 一般行政証明書に係る電子戸籍証明書（当該電子戸籍証明書については、推奨記録形式の提示とする。）

推奨記録形式を提示する電子戸籍証明書は、次のとおり。

- ア 身分証明書
- イ 不在籍証明書（昭和34年9月12日民事甲第2064号民事局長回答）
- ウ 死体埋（火）葬許可交付申請書（墓地、埋葬等に関する法律施行規則第1条）

第7 電子署名の記録

規則第79条の3第2項及び第4項並びに第79条の6に規定する電子署名の記録は、本節のとおりとする。

1 記録方式の規定

電子署名の記録方式は、W3Cの「XML-Signature Syntax and Processing (2002年2月12日)」で勧告するところのXML電子署名とすること。

2 電子署名を行う日付及び時刻の記録

申請者等が電子署名を行うときは、電子署名を行う日付及び時刻に対しても併せて電子署名を行うこと。

電子署名を行うときの日付及び時刻の記録形式は、W3Cの「XML-Signature Syntax and Processing」の“2. Extended Example (Object and Signature Property)”で勧告するところに従うこと。

以下に当該記録部分の例を示す。

```
<Object>
  <SignatureProperties>
    <SignatureProperty Id="TimeStamp-届出人.夫.001" Target="届出人.夫.001">
      <timestamp xmlns="http://www.ietf.org/rfc3075.txt">
        <date>20040120</date>
        <time>02:20:45:00</time>
      </timestamp>
    </SignatureProperty>
  </SignatureProperties>
</Object>
```

なお、date要素の値である日付及びtime要素の値である時刻は、日本標準時刻をもって記録すること。

3 電子署名範囲

規則第79条の3第2項で定めるところに従い、申請者等が電子署名を行わなければならない申請書等に記載すべきこととされている事項に係る情報、及び添付書面等に係る情報、並びに当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書の記録は、以下のとおりとする。

(1) 届出人

届書等の要素「届出事件本人」、要素「届書記録事項」及び当該届出人等に係る要素「届出人」の各々の部分に電子署名を行い、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明